

下級国司の任用と交通

—二条大路木簡を手がかりに—

鈴木景一

序

古代の地方行政制度としての国司制については、吉村茂樹氏の全般的研究や、平野邦雄氏の国務担当者の実態を解明した詳細な研究、さらに吉沢幹夫氏の諸国史生についての基礎的な論考がある。⁽¹⁾ 小稿では、こうした諸研究においてこれまで言及されることの少なかつた諸国目・史生の任用の具体的様相とその意義を、二条大路木簡の削屑を手がかりにして考えてみたい。

まずははじめに、二条大路木簡の概要を確認しておこう。⁽²⁾ この木簡群は、平城京の左京二条二坊五坪と三条二坊八坪の間の二条大路路面上に掘削された溝 SD 五三〇〇、SD 五三一〇、SD 五一〇〇から出土したものである。これらの遺構の性格は明らかではないが、溝の両端が途切れおり、塵芥処理用の土坑に近いものと考えられている。埋没年代は、SD 五三〇〇が天平九年（七三七）の初頭頃、

SD 五一〇〇は天平十二年（七四〇）三月以降まもなくと推定されている。⁽³⁾ 出土木簡の年紀は天平七・八年（七三五・七三六）に集中しており、その前後のものとしてよい。

内容は多岐にわたるが、天皇家に密接に関わると考えられる一群と、藤原麻呂の家政機関に関わる一群に大きく分類することができるとされる。⁽⁴⁾ 後者は正倉院文書と共通する人物が登場する食糧支給木簡をも含んでおり、トネリなどの下級官人の活動の場において使用されたことをうかがわせる。まず、そのなかの八片の削屑の検討から始める。

一 文例削屑の検討

小稿でとりあげる削屑は、二条大路路面北側のSD 五三〇〇の東寄りJF 一〇地区から出土したものである。同じSD 五三〇〇の西寄りJD 一八地区からは、木簡群を残した主体に藤原麻呂の家政

機関が含まれることを明らかにした「中宮職移」木簡も出土している。

次に、その削屑の釈文を『概報』によつて掲げよう。ただし同書所収の写真図版により一部改めた箇所がある。

〔A〕・□国司解申副物欠少事 右去年陽旱

□ □

「證人

〔證カ〕

□

〔B〕 □右去年

〔C〕 □^{年カ}陽旱五穀不登老小飢餓四方求

〔D〕 □^{飢カ}籠四方求食此往彼堺彼來此間

〔E〕・□^{如カ}件仍具事□

□ □

〔F〕 □事狀便付調使位姓□

〔G〕 □税税調使位姓□

〔H〕 □^{申カ}送謹解□

これら八片の削屑は、『概報』がこれを別個に掲載しているように、これ以上接続することは難しいようであるが、図版でみると材質も近く筆蹟も似ており、本来一連のものとみてさしつかえないで

あろう。AとBの「右去年」の文言や、AとCの「(年)陽旱」の文言、さらにCとDで「(飢)籠四方求」の文言がそれぞれ重複していることからも、直接つながっていたものではなかろう。Aの冒頭の未読の文字は、わずかな残画が認められるにすぎないが、図版によれば削屑上端の左側は本来の端部が残されているよう見え、もしそうならば二文字の国名ではなく、偏平な一文字と推定される。

さて、AとHの削屑の文言が、この『概報』の配列のままでほぼひとつづきの文章となることは一見して明らかである。すなわちこの文章は、いざれかの国司が、前年度の旱魃のため農作物が稔らず老人や子供が飢餓に陥って食糧を四方に求めて右往左往していること、そのために貢納すべき調副物に欠少の出ることを、貢調使に付して上申しした解文の文言である。そして前述の如く文言に重複のあることや、Cのように書き落した文字を傍書していること、またこれが削屑として残存したことなどから、正文や案文ではなく習書であることも疑いない。

さらに、文中の文言が「五穀不登」などの常套句であり、F・Gの文末の位置に相当する部分に公式令にみられるような「位姓□」とあることは、この習書が実際に上申された解文を臨書したものではなく、国司上申文書の文例(書札)をテキストとして行なわれたことを示している。

つまりこの削屑は、地方行政に関わる公文書の具体的な文例集が、

下級国司の任用と交通



奈良時代の早いころにすでに成立していたことを物語る興味深い史料なのである。

ところで、これに類するとみられる削屑は、以前に平城宮内からも出土している(下段の数字は『平城宮木簡』一の木簡番号)。

〔I〕 右以今

〔J〕 ム郡司

〔K〕 ム國

〔L〕 ム如件

〔M〕 下ム位姓名

〔部カ〕

〔N〕

〔O〕

〔P〕

〔Q〕

〔R〕

〔S〕

〔T〕

〔U〕

〔V〕

〔W〕

〔X〕

〔Y〕

〔Z〕

〔A〕

〔B〕

〔C〕

〔D〕

〔E〕

〔F〕

〔G〕

〔H〕

〔I〕

〔J〕

〔K〕

〔L〕

〔M〕

〔N〕

〔O〕

〔P〕

〔Q〕

〔R〕

〔S〕

〔T〕

〔U〕

〔V〕

〔W〕

〔X〕

〔Y〕

〔Z〕

〔A〕

〔B〕

〔C〕

〔D〕

〔E〕

〔F〕

〔G〕

〔H〕

〔I〕

〔J〕

〔K〕

〔L〕

〔M〕

〔N〕

〔O〕

〔P〕

〔Q〕

〔R〕

〔S〕

〔T〕

〔U〕

〔V〕

〔W〕

〔X〕

〔Y〕

〔Z〕

〔A〕

〔B〕

〔C〕

〔D〕

〔E〕

〔F〕

〔G〕

〔H〕

〔I〕

〔J〕

〔K〕

〔L〕

〔M〕

〔N〕

〔O〕

〔P〕

〔Q〕

〔R〕

〔S〕

〔T〕

〔U〕

〔V〕

〔W〕

〔X〕

〔Y〕

〔Z〕

〔A〕

〔B〕

〔C〕

〔D〕

〔E〕

〔F〕

〔G〕

〔H〕

〔I〕

〔J〕

〔K〕

〔L〕

〔M〕

〔N〕

〔O〕

〔P〕

〔Q〕

〔R〕

〔S〕

〔T〕

〔U〕

〔V〕

〔W〕

〔X〕

〔Y〕

〔Z〕

〔A〕

〔B〕

〔C〕

〔D〕

〔E〕

〔F〕

〔G〕

〔H〕

〔I〕

〔J〕

〔K〕

〔L〕

〔M〕

〔N〕

〔O〕

〔P〕

〔Q〕

〔R〕

〔S〕

〔T〕

〔U〕

〔V〕

〔W〕

〔X〕

〔Y〕

〔Z〕

〔A〕

〔B〕

〔C〕

〔D〕

〔E〕

〔F〕

〔G〕

〔H〕

〔I〕

〔J〕

〔K〕

〔L〕

〔M〕

〔N〕

〔O〕

〔P〕

〔Q〕

〔R〕

〔S〕

〔T〕

〔U〕

〔V〕

〔W〕

〔X〕

〔Y〕

〔Z〕

〔A〕

〔B〕

〔C〕

〔D〕

〔E〕

〔F〕

〔G〕

〔H〕

〔I〕

〔J〕

〔K〕

〔L〕

〔M〕

〔N〕

〔O〕

〔P〕

〔Q〕

〔R〕

〔S〕

〔T〕

〔U〕

〔V〕

〔W〕

〔X〕

〔Y〕

〔Z〕

〔A〕

〔B〕

〔C〕

〔D〕

〔E〕

〔F〕

〔G〕

〔H〕

〔I〕

〔J〕

〔K〕

〔L〕

〔M〕

〔N〕

〔O〕

〔P〕

〔Q〕

〔R〕

〔S〕

〔T〕

〔U〕

〔V〕

〔W〕

〔X〕

〔Y〕

〔Z〕

〔A〕

〔B〕

〔C〕

〔D〕

〔E〕

〔F〕

〔G〕

〔H〕

〔I〕

〔J〕

〔K〕

〔L〕

〔M〕

〔N〕

〔O〕

〔P〕

〔Q〕

〔R〕

〔S〕

〔T〕

〔U〕

〔V〕

〔W〕

〔X〕

〔Y〕

〔Z〕

〔A〕

〔B〕

〔C〕

〔D〕

〔E〕

〔F〕

〔G〕

〔H〕

〔I〕

〔J〕

〔K〕

〔L〕

〔M〕

〔N〕

〔O〕

〔P〕

〔Q〕

〔R〕

〔S〕

〔T〕

〔U〕

〔V〕

〔W〕

〔X〕

〔Y〕

〔Z〕

〔A〕

〔B〕

〔C〕

〔D〕

〔E〕

〔F〕

〔G〕

〔H〕

〔I〕

〔J〕

〔K〕

〔L〕

〔M〕

〔N〕

〔O〕

〔P〕

〔Q〕

〔R〕

〔S〕

〔T〕

〔U〕

〔V〕

〔W〕

〔X〕

〔Y〕

〔Z〕

〔A〕

〔B〕

〔C〕

〔D〕

〔E〕

〔F〕

〔G〕

〔H〕

〔I〕

〔J〕

〔K〕

〔L〕

〔M〕

〔N〕

〔O〕

〔P〕

〔Q〕

〔R〕

〔S〕

〔T〕

〔U〕

異にして出土していることから、それが比較的広く一般に利用されていたと考えられる。そしてその習書に励んでいたのは、トネリなどの下級官人であった。当時の下級官人は教養書として『文選』や『千字文』などを学習していたが、それを示す『文選』の習書の削屑は、I ~ Mと同じSK八二〇から出土したものであった⁽¹⁴⁾。A ~ Hの出土したSD五三〇〇からは、阿刀酒主の名や『千字文』の習書を記した「樓閣山水之図」、『千字文』を習書した木簡や削屑が出土している。⁽¹⁵⁾当時の下級官人たちは、官僚としての教養を身につけるため漢籍の研鑽に勉める一方で、実務に通曉すべく公文書の習得にいそしんでいたのである。小稿でとりあげた一連の削屑は、律令制を現実に運用していた下級官人が、その文書行政を支える実務技能をいかにして獲得していくのかを顯示するものといえよう。

一 下級官人の国司任用

前節で検討したA ~ Mの削屑により、その存在が推定される文例集の内容は、諸国の国司・郡司の発給する地方行政文書であった。したがって、その実用性から考えれば、各地の国衙、郡家に備えられ実務に供せられるべきものである。では、その習書の削屑が平城京から出土したこと、いいかえれば地方行政文書が京内において学習されていたことは、なにを意味するのであろうか。在京の下級官

人がその実務において、こうした文書を作成することは想定し難い。だとすれば、彼らがこのような文例を必要とし学んでいたのは、いずれ地方官として赴任することを予想または期待していたためと考えるのが自然である。

ところで当時の官人の出身、昇進にはさまざまなかっこ⁽¹⁶⁾がある。たが、基本的には次の二つのコースをたどったことが土田直鎮氏によって明らかにされている。

A 蔭子孫 内舎人 → 判官

諸舎人 → 主典

B 位子・白丁 諸舎人 → 史生 → 主典

こうした原則を明らかにするため土田氏が抽出された事例は、史料上の制約から京官のみであったが、さらに土田氏は越前国史生から造東大寺司主典に転じた安都雄足の例もあるから、外官もほぼ同様であろうことを示唆している。以上のような土田氏の見解をふまえて、在京下級官人が国司としての赴任を予想していた事実を勘案すると、在京下級官人→諸國下級国司という基本的な昇進コースの存在が浮かびあがる。

そこで次に、B位子・白丁の昇進コースに相当する諸国の目・史生について管見に入った事例を列挙する⁽¹⁷⁾。なお、これらは異動の状況を窺うこと目的としており官歴の全ではありません。人名の下には竹内理三・平野邦雄・山田英雄氏編『日本古代人名辞典』の

卷・頁、事項の下には典拠を付した。数字のみは『大日本古文書』
（編年文書）、「東」は『大日本古文書』家わけ第十八東大寺文書、「銘」
は松嶋順正氏編『正倉院寶物銘文集成』、「概」は『平城宮発掘調査
出土木簡概報』の、それぞれ卷・頁を示す。

1 在京下級官人→諸國目・史生	天平八年八月	中宮舍人	(概二四一5)
①茨田沙弥万呂 (6 一六三八)	天平勝宝九歳八月	從六位下 隠岐目	(五十一49)
天平三年	天平十年四月	從七位下 煲十二等 左京大属	(概二三一9)
天平勝宝七歳二月 従七位下 上總少目 (万葉集四三五九)	天平十年四月	伊勢大目	(二四一75)
②尾張張人 (2 三〇三)	天平十年	正八位下 舍人長	(二四一85)
天平六年七月 写経所へ出仕	天平十年八月	正八位下 周防国史生	(二一132)
天平勝宝元年十二月 従八位上 丹後目 (東三一98)	天平十一年八月	正八位上 常陸国史生	(二一180)
③土師田次 (5 一四一五)	天平十一年八月	施藥院官人	(二一299)
天平七年九月 写経所へ出仕 (七一42)	天平十三年六月 写経所へ出仕	正六位上 甲斐員外目	(二一304)
天平勝宝二年正月 従八位上 但馬国史生 (東三一64)	天平宝字四年六月 甲斐目	正六位上 甲斐員外目	(四一423)
④大友真君 (2 三四三)	天平宝字五年十二月 甲斐員外目	正六位上 甲斐員外目	(四一524)
天平八年七月 在京下級官人 (概二四一6)	天平勝宝元年三月 図書寮未選 写経所へ出仕 (二一392)	正七位下 伊賀国史生	(一〇一370)
天平二十年十月 従八位下 山背国史生 (概二四一5)	天平宝字五年頃(カ) 従八位上 写経所へ出仕 (一五一133)	正七位下 伊賀国史生	(東二一356)
⑤大鳥高国 (2 三八七)	天平神護三年三月 正七位下 伊賀国史生 (東三一19)	正七位上 摂津大属	(二四一168)
天平八年八月 中宮舍人 (二二一125)	天平勝宝元年十一月 造東大寺司官人	正七位上 摂津大属	(二四一168)
神護景雲四年四月 正七位上 摂津大属 (二二一125)	⑥日下部乙万呂 (3 六八五)	正七位上 摂津大属	(二二一125)

下級国司の任用と交通

天平勝宝四年正月	從六位下	木工大属	(東三一13)
天平勝宝七歳五月	從六位下	相模大目	(四一59)
⑬坂本人上(3 八五〇)	無位	造東大寺司へ出仕	(二五一76)
天平勝宝頃	無位	造東大寺司へ出仕	(二五一76)
天平勝宝七歳二月	遠江国史生		(万葉集四三三七)
天平勝宝四年閏三月	画師、六宗厨子に彩色		
宝龜八年十月	正六位上勲八等	上総大目	(三一567)
天平勝宝九歳正月	正七位上	左京少属	(銘一310)
天平寶字七年五月	奈良役官司へ出仕		(四一120)
天平神護元年十月	正六位上→外從五位下	出雲大目	(統紀)
⑯長江田越麻呂(5 一二四八)			
天平寶字五年正月	少初位上	内史局裝潢	(寧樂遺文中一631)
天平寶字五年四月	写経所へ出仕		(一五一51)
天平寶字五年五月	少初位上	伊豆国史生	(一五一56)
⑰大伴赤崎(2 三四七)			
天平寶字二年十一月	白丁	写経所へ出仕	(一四一232)
天平寶字五年四月	写経所へ出仕		(一五一113)
延暦五年	尾張大目		(平安遺文一一20)
⑯秦広人(5 二三六〇)			
天平勝宝七歳正月	正七位上	九月九日祭につき勘奏(政事要略)	(二一192)
天平勝宝二年六月	奉写一切経所へ出仕		(一八一322)
宝龜四年正月	從六位下	豊前員外目	(八幡宇佐宮御託宣集)
2 諸國目・史生→在京官人			
⑯忌部鳥麻呂(1 二二九)	大初位上	安房目	(一一424)
天平二年	正六位上→從五位下	神祇少副	(統紀)
天平勝宝元年四月	大初位下勲十等	長門国史生	(二五一133)
天平十年十月	散位大初位下	東大寺写経所へ出仕	(四一310)
天平勝宝二年正月	正六位上→外從五位下		(統紀)
天平勝宝四年六月	外從五位下	鼓吹正	(二五一52)
天平十年四月	美濃少目		(二四五一75)
天平勝宝二年正月	正六位上→外從五位下		(統紀)
天平勝宝四年正月	正六位上→外從五位下		(統紀)
天平十一年	三河目		(二四五一75)
天平十年四月	陸奥鎮守軍監		(統紀)
天平寶字四年正月	正六位上→外從五位下		(統紀)
天平寶字八年正月	外從五位下	主計助	(統紀)
⑲林佐比物(5 一四二八)			
天平十一年	伊豆目		(二一192)
天平勝宝七歳正月	正七位上	九月九日祭につき勘奏(政事要略)	(二一192)
2 佐味比奈麻呂(3 八三〇)			

天平勝宝五年十一月	從八位下	武藏國史生	(銘—315)	㉙辛國東人(2 五五五)
宝龜五年五月	正六位上	典鑄正造西大寺司判官(京北班田園)	(統紀)	天平三年九月 大寺請經牒に自署 (七—32)
宝龜十年九月	正六位上→從五位下		(統紀)	天平十年四月 上總目 (二四一—75)
㉕日下部阿豆万呂(3 六八四)				天平寶字二年七月 寫經所に出仕 (一三一—358)
天平寶字二年八月	但馬國史生			
宝龜二年十一月	正六位上→外從五位下			
宝龜三年十一月	外從五位下 内匠員外助			
㉖紀門守(3 六二三)			(一五一—132)	
神護景雲元年八月	正六位上→外從五位下 參河目		(統紀)	天平七年八月 少初位下 太政官史生 (一五一—629)
神護景雲二年六月	從五位下 図書助		(統紀)	天平十年四月 信濃目 (一四五—75)
神護景雲二年十一月	從五位下 勅旨大丞		(統紀)	天平寶字五年四月 寫經所へ出仕 (一五一—109)
㉗菅野真道				
宝龜九年二月	少内記			
宝龜十一年	近江少目			
延曆元年	右衛士少尉			
延曆二年正月	正六位上→外從五位下			
㉘秋篠安人(5 一四二〇)				
延曆元年以前	播磨少目			
延曆元年五月	正八位上 少内記			
延曆八年正月	正六位上→外從五位下			
在京下級官人→諸国目・史生→在京官人				
3 在京下級官人→諸国目・史生→在京官人				
天平勝宝六年閏十月	越前國史生			
天平勝宝六年九月	写經所舍人			
(統紀)				
(四一—29)				
(一〇一—277)				

天平宝字二年十月 正八位上 造東大寺司主典 (二五一—244)

⑧志斐猪養 (4 八七三)

? 従八位下

陰陽寮曆生

(本朝書籍目録)

天平勝宝二年四月 正七位下

美濃大目

(東三一—100)

天平宝字二年八月 隱陽允

?

⑨葛井犬養 (6 一四八四)

天平勝宝四年四月 正七位下

大仏開眼会の唐古樂頭(東大寺要錄)

(一五一—130)

天平勝宝五年三月 造東大寺司主典

(銘—76)

天平宝字二年八月 三河目

(二五一—130)

天応元年八月 造東大寺司大判官

(四一—203)

⑩丸馬主 (7 一八六一)

天平宝字四年九月 写經所へ出仕

(一四一—447)

天平宝字五年正月 従七位上 河内国史生

(一五一—2)

宝龜八年正月 外正六位上→従五位下

(統紀)

宝龜十一年四月 従五位下 造酒正

(統紀)

⑪田辺淨足 (4 一〇一七)

天平勝宝七歳正月 従八位下 九月九日祭につき勘奏

(政事要略)

天平勝宝八歳十月 従八位下 因幡目

(東二一—291)

宝龜九年十二月 正六位上→外従五位下

(統紀)

延暦元年六月 外従五位下 木工助

(統紀)

これらの諸例のうち、1は京から諸国へ、2は諸国から京への一

方向の異動であるが、2は当然赴任の異動があつたはずであるし、1も多くは帰京したと思われるから、おそらく3のコースの一部が史料上に現われているものと考えられる。⁽¹⁸⁾ したがつてこれらの官人は、3に典型的にみられる在京下級官人→諸国目・史生→在京官人といったコースをたどつたと想像され、土田氏の指摘されたBコースの下級官人は、昇進にあたつて諸国目・史生を経過している場合の少くないことが認められる。そしてそのコースがある程度規定的であつたらしいことは、⑧志斐猪養や⑨忌部鳥麻呂の例からも推察できる。志斐連氏は陰陽家を輩出した氏で、猪養も従八位下陰陽寮曆生であった時、「枢機經」三巻を著している。その後、天平勝宝二年(七五〇)には正七位下美濃大目として赴任しており、天平宝字二年(七五八)に陰陽允に任じられている。陰陽允への任官は彼の技能から適職といえるが、美濃大目としての赴任と彼の技能との関連は見出し難い。⁽¹⁹⁾ 忌部鳥麻呂もその前歴は不明ながら、天平二年(七三〇)には大初位上安房目として現地に駐在しており、天平勝宝元年(七四九)には神祇少副として正六位上から従五位下に叙せられ、伊勢奉幣使となつている。彼は天平七年には中臣氏と祭祀権を争つたように神祇祭祀に携わるべき人物であり、忌部氏であることからも神祇少副への任官は自然である。しかし、安房國が忌部氏と所縁のある国であつても、目として赴任すべき積極的理由は見当らない。⁽²⁰⁾ こうした特殊な職務を担当すべき人びとでも官歴の初期に諸国目を

経っているのは、それが昇進コースとして存在していたからではないだろうか。

このような地方官経過コースの存在は、『延喜式』の次の条文からも裏付けることができるであろう。

〔太政官式〕

(国史大系三三一頁)

凡太政官并左右弁官史生召使等、毎年一人除^ニ諸国主典、(召使)^{双行註}拜^ニ五畿内・志摩・伊豆・飛驒・佐渡・隱岐・淡路等十一國^ニ。

其勞成任官者、並不^レ依^ニ年勞^ハ、只計^ニ上日[。]

凡式部・民部・兵部等省史生、毎年一人任^ニ諸国目[。]

凡内記史生勞滿三十年者、准^ニ太政官史生、任^ニ諸国目[。]

(国史大系四七六頁)

凡主計・主税・勘解由等寮使史生、勞十年為^レ限、以外諸司史生廿年為^レ限、並補^ニ諸国史生[。]

凡大舎人勞廿年為^レ限、毎年一人任^ニ諸国史生[。]

これらの条文によれば、太政官、式部省、民部省、兵部省、中務省内記の史生などは諸国目に、また主計寮、主税寮、勘解由使はじめとする諸司史生や大舎人は諸国史生に、それぞれ任官されることが知られる。前掲の実例は、正倉院文書を基本史料としたため、写経生から諸国へ赴任するまでの間の経歴はほとんど不明であり、必ずしも式の条文に合致するものではないが、³⁰丸白麻呂は太政官

史生から信濃目に転じたとみられ、式の条文にかなう例となる。

『延喜式』の条文は、奈良時代のこのようないくつかの基本コースが定式化していったものと考えてよいであろう。

これまでみてきた制度は、律令国家が文書によって支配を行なう以上、各国衙に文筆に堪能な実務官人を必要とすることから必然的に作り出されたものと考えられる。しかし同時にまた、トネリ制度が官人養成の意味をもつていたように、在京下級官人が諸国に赴任して現実の地方行政実務を担当することによって、在地での行政を熟知し手腕を身に着ける意味をも有していたのではないだろうか。

諸国史生の出身母体として地方行政と密接に関係する主計寮、主税寮、勘解由使が規定され、官人候補の大舎人が毎年一人とことさら明記されているのは、そのためであろう。諸国目も同様と思われるが、その母体が太政官、弁官、式部省、民部省、兵部省等に限られ、毎年一人ずつ任命されることは、それが諸国史生へのコースよりも一ランク上級の昇進コースであったことをうかがわせる。実例を見ると、目経験者は中央官に任せられ外從五位下に達するものもある。結果論であり政治的条件も考慮すべきであるが、後に参議に列した²⁷菅野真道や²⁸秋篠安人も諸国目を経験している。

また平安時代になって、文章得業生がいたん諸国の掾や目に任官され実務経験を積んでから対策に応じる場合が現れてきたことも、こうした昇進コースと関係すると思われる。

国司は職分田や事力の給付が史生にまで行なわれるため、『続日

本紀』に「又勅、諸國史生遷易、依レ格待レ満六年者、望人既多、任所良少、由レ此或有下至三於白頭ニ不レ得ニ一任、空帰ニ故郷ニ潜抱怨歎上」（天平宝字二年十月甲子条）とあるような事態もそうした経済的権益から説明されるが、諸國史生への任官希望者が多いのは、そればかりではなく昇進コースのワンステップであつたことも要因と考えられる。この点は目も同様であろう。

したがつて実際の任官にあたっては何らかの選考が行なわれたと推測される。それは史料上には見るところがないが、弘仁式部式に規定されている諸司史生試補の次第のごときものではなかつたかと思われる。前節でとりあげた文例習書の削屑は、下級官人の職務に対する熱意のみならず、こうした国司任官コースへの期待と努力が生み出したものであろう。

三 下級国司の交通

前節では、奈良時代の下級官人の昇進コースとして在京下級官人→諸国目・史生→在京官人というコースの存在したことを指摘した。それは、中央集権による地方支配という律令国家の構造と、文書主義による行政システムを運用する実務官人の養成という課題から必然的に設定されたものと考えられるが、当時の下級官人の多くは畿内出身者であつたから、現実には畿内下級官人の都鄙間往来の交通

であった。これは從来から指摘されてきた、地方豪族子弟がトネリとして上京し、やがて故郷へ帰つて郡司となるコース⁽²⁶⁾とちょうど逆コースになるが、都鄙間交通という点では変らぬ役割を果したであろう。地方豪族の子弟が、都で得られた文化をみずからのふるさとへ携えて帰つたよう(27)に、天平十五年(七四三)に肥後国史生山田方見が任国で書写させた大般若經⁽²⁸⁾や、延暦四年(七八五)に大宰府史生八戸石嶋らが書写した瑜伽師地論⁽²⁹⁾は、彼ら下級国司による文化传播の一端を示す遺品といえよう。

また彼らは現地で会得した知識を持ち帰つたにちがいない。具体例には乏しいが、『大宝令』の註釈書「古記」の作者はその現実的な法解釈から下級国司経験者ではなかつたかと考えられており、その一例といえるかもしれない。万葉歌人として名高い高橋虫麻呂も、東海道方面から常陸国⁽³⁰⁾の伝説を数多く採集筆録しており、おそらく常陸国⁽³¹⁾の下級国司であつた時期があつて、国守藤原宇合のもとで『常陸國風土記』編纂に関与したと推定されている。このような事例は史料上には現れにくいが、漢籍に通じ文筆にたけた官人の下級国司経由昇進コースは、文化の交通をもたらしたといえるのではないだろうか。

さらに人的交流も少なからぬ意義をもつたであろう。地方豪族子弟がトネリとして上京、出仕することにより、彼らが都城という場において貴族や下級官人と官司制的秩序をこえて私的な関係を形成

するといったことが一般的に行なわれていた。³²したがつて、それは

下級国司候補者と郡司候補者との人的結合でもあつた

第一節でとりあげた削屑のなかに「□□司移」(K)とともに「ム

郡司」(丁)のあることは、これらの習書の行なわれたところが、彼らがおのれの国司や郡司となることを思い描き、ともに研鑽を重ねた場であつたことを物語つてゐる。また二条大路木簡中の「中宮職

移」本簡には、麿原麻呂の家政機関に出向していた中宮舎人十九が、その名が列記されているが、そのうち⑥日下部乙万呂は天平勝宝九歳

が彼らの同族や権力者との関係を介してなされたらしいことが指摘されているが、⁽³⁷⁾ このような場合にも下級国司との関係を想定しうるであろう。下級国司は、実務を担当するだけに在地の状況に通じていたと思われ、赴任地での田地所有を許されているから、例えば讀岐目、摂津少進を歴任した高志和麻呂が両国に水田を所有していたように、⁽³⁸⁾ 田地を獲得していくたであらう。和麻呂はその二国の田地を西大寺に施入しており、結果としてみれば遠隔地における官大寺莊園の成立を導いたことになる。

（七五七）八月には徳六位下隱岐目であり（ただし在京）、⑤大鳥高國は神護景雲四年（七七〇）四月には攝津大属となっていた。さらに十九人のなかの「他田神□」が、地方豪族子弟出身コースの典型として有名な海上国造他田日奉部神護であるとすれば⁽³⁴⁾、下級国司および郡司の候補者が、舍人としてともに勤務していた具体例となろう。彼らが在京中に培つた人的関係は、トネリ相互だけではなく、勤務先の上級官人や貴族との間にも成立するから、彼らが各地へ赴任する⁽³⁵⁾もしくは帰郷した後もその関係が維持、利用されることはあるえたと思われる。二条大路木簡のうち、藤原麻呂に関わる木簡が出土したのとほぼ同じ地区から見付かった文書箱の蓋に「伊勢国少目大倭守⁽³⁶⁾生羽進上」と記したものがあり、あるいはそうした関係にもとづいて

また、越前や近江などの国に中央貴族の田地が見られ、その所有

小 結

小稿では二条大路木簡を手がかりにして、奈良時代の前半には地方行政文書の文例集が成立しており、都の下級官人がそれを漢籍などと併せて学習していたこと、その背景に律令国家が設定した在京下級官人→諸国目・史生→在京官人という昇進コースが存在したこと、それにもとづく交通と在京中に形成された人的関係が、都と諸地域を結ぶ文化的・政治的役割を果していたことなどを指摘した。

ところで時代は降るが院政期には、外記や史は五位になつて退任すると受領の目代となつて遠国に赴き、巡年になると上洛して賞に預かるのが作法であり⁽⁴⁾、五味文彦氏によれば貴族が任国へほとんど下向しなくなつた当時、このような目代が中央と地方を結ぶ大きな働きをしていたといふ。時期も社会状勢も異なるが、小稿で考察した下級国司の交通を考える上でも啓発されるところが多い。

ここでは奈良時代を通じて展開されたであろう多彩な交通の一端を、垣間見たにすぎないが、かかる交通は文献史料上に残されることが稀であり、その実像の把握は容易ではない。新たな資料として、各地域での発掘調査成果の蓄積と文字資料の増加が期待される。

(1) 吉村茂樹氏『国司制度崩壊に関する研究』 一九五七年、平野邦雄

氏「八世紀における国司の人的構成」『日本歴史』六〇・六一 一九五三年)、吉沢幹夫氏「諸国史生に関する一考察」(『東北歴史資料館研究紀要』五 一九七九年)。

(2) 奈良国立文化財研究所編『平城京長屋王邸宅と木簡』 一九九一年。
(3) 寺崎保広氏「平城京『二条大路木簡』の年代」(『日本歴史』五三一 一九九二年)。

(4) 前掲註(2)、(3)、鬼頭清明氏「平城京の保存と長屋王木簡—東院南方遺跡の保存を訴える—」(歴史学研究会編『遺跡が消える』一九九一年)。

(5) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二四 二条大路木簡二 一九九一年、五頁。

(6) 前掲註(5)三四頁、図版十二。なお「A」、「E」には削屑でありながら裏面にも墨書きがある。「A」の「證人」との意味は詳らかではないが、当時の月借錢解にみえる「償人」が想起される。そのうちの「山辺千足月借錢解」には「證人」とあり、追筆で「償」と訂正されている(『大日本古文書』六 五一六頁)。

(7) 『平城宮木簡』一 一九六六年、PL一一・一五、解説八五・九〇頁。
(8) 前掲註(7)解説一頁。

(9) 固有名詞を「ム甲」におきかえた奈良時代の文書としては「家屋資財請返解案」が知られている(『大日本古文書』六 一一九頁)。この文書については、橋本義則氏「唐招提寺文書」天之卷第一号文書『家屋資財請返解案』について』(『南都仏教』五七 一九八七年)が詳しく検討している。

(10) 弘永貞三氏「朝野群載」(『日本古代の政治と史料』 一九八八年)。

(11) 『続日本紀』養老元年十一月戊午条。

(12) 二条大路木簡のうち賛関係などの木簡が、SK八二〇土坑出土の木簡と共にすることを鬼頭清明氏が指摘しておられるが(前掲註へ4)

論文)、両遺構は時期を隔てており文例削屑が両所から出土したこととは直接関係しないであろう。

(13) 東野治之氏「奈良時代における『文選』の普及」『正倉院文書と木簡の研究』一九七七年)。

(14) 前掲註(7)P.L.九七・一〇〇、解説一八二・一八三・一八九頁。

(15) 前掲註(5)三五・三六頁、東野治之氏「『千字文』と古代の役人」

古代の文字資料から(10)『出版ダイジェスト』一九八九年一二月号)。なお「樓閣山水之図」にみられる「勅府比、來間取、出家人等者」の習書は、『続日本紀』天平六年十一月戊寅条(類聚三代格)卷二 年分度者事 天平六年十一月廿日太政官符)と傍点を付した字句が一致する。

(16) 土田直鎮氏「奈良時代に於ける舎人の任用と昇進」『日本歴史地理学会月報』三 一九五〇年)。

(17) 正倉院文書や木簡にみられる下級官人と各地の国司らが同一人であることを、確實に証明するのはきわめて困難である。しかしここにあげた事例の多くが、同姓同名の別人の偶然に一致したものであるとは考えにくいから、ひとまず姓名が同じで時期的に矛盾しない場合、同一人とみておきたい。

なお、(1)は『日本古代人名辞典』には二項目としている。(4)は二条大路木簡と東大寺文書に筆蹟を残すが、同一人とも別人とも判断し難い。(14)は『人名辞典』は同一人か否か不明とする。(18)は『人名辞典』には二項目としている。(2)の鼓吹正とする文書には「大石[]」とあるが(前掲註(13)東野氏著書三四四頁)、「人名辞典」は大石真人であるとすると。(20)は『人名辞典』は同一人か、とする。

また下級国司任官の事例を多く提供する「上階官人歴名」(大日本古文書)二四 七四頁)、「神祇大輔中臣毛人等百七人歴名」(同一五二九頁)は年紀を記していないが、前者は天平十年(七三八)四月庚申、後者は天平宝字二年(七五八)八月癸卯の任官に関するもので

あることが明らかにされており(野村忠夫氏「所謂『上階官人歴名』とは直接関係しないであろう。」)。

(18) ここでは基本コースとしてこのように考えるが、現実には国司が部内女子と婚姻関係を結ぶ場合(類聚三代格)卷七 牧宰事 天平十六年十月十四日勅)や、弘仁五年(八一四)に河内大目となつた正六位上相模仁麻呂が現地に土着した例(日本三代実録)仁和元年九月二十一日条)が知られる。

また(1)播磨直斐太麻呂は、天平六年(七三四)十月に播磨国賀茂郡既多寺で行なわれた「大智度論」百巻書写の知識としてみえる針間国造斐太麻呂(卷七六、寧楽遺文)下 九八三頁)と同一人とも考えられる(佐伯有清氏「新撰姓氏錄の研究」考證篇第六、一九八三年、一八九頁)。彼は、天平宝字五年(七六一)頃(カ)四十一歳であったから(大日本古文書)一五 一三三頁)、天平六年には十四歳の計算になる。同一人であれば、地方豪族子弟が中央下級官人となり、さらに諸国史生として赴任したこととなる。

(19) 佐伯有清氏「新撰姓氏錄の研究」考證篇第四 一九八二年、二七九頁。

(20) 鬼頭清明氏「安房国の荷札について」(九州史学)一〇四 一九九二年)。

(21) 井上薰氏「トネリ制度の一考察」、「舎人制度の一考察」(日本古代の政治と宗教)一九六一年)。

(22) 桃裕行氏「上代学制の研究」一九四七年、九一頁。

(23) 田令31在外諸司職分田条、軍防令51給事力条。

(24) 前掲註(1)吉村氏著書一二八頁。

(25) 鬼頭清明氏「平城京出土木簡と下級官人」(日本古代都市論序説)

- (25) 下級国司の任用と交通
- (26) 前掲註(21)、今泉隆雄氏「八世紀郡領の任用と出自」(『史学雑誌』八一―二、一九七一年)。
- (27) 澤田吾一氏『奈良朝時代民政經濟の歴史的研究』一九二七年、横田健一氏「万葉時代の地方社会と文化」(『白鳳天平の世界』一九七三年)。
- (28) 『寧楽遺文』中六一九頁。
- (29) 『平安遺文』題跋編六号二頁。
- (30) 青木和夫氏「古記の作者」(『日本古代の政治と人物』一九七七年)。なお、青木氏は『続日本紀』天平七年五月壬戌条に入唐諸益生としてみえる秦大麻呂が、「古記」の作者である可能性のあることを述べておられるが、最近、坂上康俊氏から疑問点が出されている(『令集解』に引用された唐の格・格後勅について)。(『史淵』一二八、一九九一年)。
- (31) 五味智英氏「高橋虫麻呂管見」(『萬葉集の作家と作品』一九八二年)、小島憲之氏「上代日本文学と中国文学」中第五篇一九六四年。
- (32) 西山良平氏「『律令制収奪』機構の性格とその基盤」(『日本史研究』一八七一九七八年)。
- (33) 前掲註(5)。
- (34) 前掲註(2)一三五頁脚註。
- (35) 横谷愛子氏「帳内資人についての一考察」(『続日本紀研究』一五二一九七〇年)、前掲註(32)。
- (36) 前掲註(5)二三頁。なお前掲の実例のうち、(6)(10)(16)(31)(36)は国司に任官されていながら写經所へ出仕するなど、在京していることが確かめられる。また二条大路木簡にも、次のように安芸国史生尺度君万呂が常食として餚を請求している木簡がみられる(前掲註へ5)七頁)。
- (37) 藤井一二氏「律令田制と莊園の成立」(『初期莊園史の研究』一九八六年)。
- (38) 田令29荒廃条。
- (39) 高志連和麻呂は、天平勝宝四年(七五二)十月には從七位下讚岐目であり(『正倉院寶物銘文集成』三三一頁)、神護景雲四年(七七〇)四月には正六位上攝津少進であった(『大日本古文書』家わけ第十八東大寺文書之三一九頁)。そして宝龜十一年(七八〇)十二月の「西大寺資財流記帳」に、彼が讚岐国、攝津國の田地等を施入していたことが見えるから(『寧樂遺文』中四一三・四一四頁)、おそらく国司在任中に田地を獲得しそれを施入したと考えられる(佐伯有清氏「但馬の日下部氏の系譜伝承」『日本古代氏族の研究』一九八五年)。
- (40) 岸俊男氏「越前國東大寺領莊園をめぐる政治的動向」(『日本古代政治史研究』一九六八年)。
- (41) 『中右記』天永二年正月二十一日条。
- (42) 五味文彦氏「紙背文書の方法」(石井進氏編『中世をひろげる—新しい史料論をもとめて—』一九九一年)。

・請歸五隻許

右為常食請如件必垂处分

・天平八年五月十五日安芸史生尺度君万呂

「鰯鮓」付明白

148・37・4 011

これらの事例は、下級国司が任官後も旧勤務先とのつながりを保つていたことを示すと考えられるが、在京が一時的なものなのかどうか、という点など問題を残している。